○国土交通省告示第千百七十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表第一(六)の項接触器、継電器及び運転制御用基板の項を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	イ　昇降機が正常に作動しないこと。
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ　変形があること。
	ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ　変形があること。

別表第一一(十二)の項綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）の項(は)の欄中「溝の摩耗」を「主索及び溝の摩耗」に改め、「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、同項(に)の欄中「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「底当たりしていること」の下に「又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること」を加え、同(十四)の項保持力の状況の項(は)の欄中「モーター」を「電動機」に改め、同(十四)の項ブレーキ制動時のプランジャーの状況の項を次のように改める。

ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視により確認し、ストロークを測定する。	イ　プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。 ロ　プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。

別表第一一(十四)の項摩耗粉の状況（電気制動式のものに限る。）の項(に)の欄中「バッド」を「パッド等」に改め、同(十八)の項転倒及び移動を防止するための措置の状況の項(に)の欄中「令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。」を「巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。」に改め、同表六(四)の項(い)の欄中「又は」を「及び」に改め、同項作動の状況（油入式のものに限る。）の項(は)の欄中「全圧縮」を「圧縮」に、「復帰するまでの時間」を「復帰すること」に改め、同項(に)の欄中「九十秒以内に」を削る。

別表第二一(五)の項電動機主回路用接触器の主接点の状況の項(は)の欄中「確認する」を「確認し、交換基準に従って交換されているか確認する」に改め、同項(に)の欄中「摩耗があること」の下に「又は交換基準に従って交換されていないこと」を加え、同(二十)の項(に)の欄中「令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。」を「巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。」に改め、同表六(四)の項作動の状況（油入式のものに限る。）の項(は)の欄中「全圧縮」を「圧縮」に、「復帰するまでの時間」を「復帰すること」に改め、同項(に)の欄中「九十秒以内に」を削る。

別表第五一(一)の項を次のように改める。

(一)	機械室内の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。
		汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること。

別表第五一(三)の項接触器、継電器及び運転制御用基板の項を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	イ　昇降機が正常に作動しないこと。
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ　変形があること。
	ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ　変形があること。

別表第五一(六)の項ブレーキ制動時のプランジャーの状況の項を次のように改める。

ブレーキ制動時のプランジャーの状況	踏段を保持している状態において目視により確認し、ストロークを測定する。	イ　プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。 ロ　プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。